

2011年8月10日

独立行政法人 国際協力機構
理事 粗 信仁 殿

環境社会配慮助言委員会
委員長 村山 武彦

諮問（平成23年6月15日付 JICA(ER)第6-15001号）に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「インドネシア国ジャカルタ大都市圏港湾物流改善計画策定調査」にかかる環境社会配慮における最終報告書案について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種対に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

2011年8月10日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山武彦
担当ワーキンググループ主査 武貞稔彦

インドネシア国「ジャカルタ大都市圏港湾物流改善計画策定調査プロジェクト」
(開発計画調査型技術協力)
最終報告書案に対する答申

答申案検討の経緯

- ・ ワーキンググループ会合
- ・ 日時：2011年6月29日(水)14:00～17:00
- ・ 場所：JICA 研究所(会議室：2階大会議室)
- ・ ワーキンググループ委員：武貞委員、田中委員、日比委員、村山委員
- ・ 議題：インドネシア国 ジャカルタ大都市圏港湾物流改善計画策定調査プロジェクトに係る最終報告書案に対する答申案作成
- ・ 配布資料
 - 1) 最終報告書案 サマリー、本編(1章-9章)
 - 2) 最終報告書案 環境社会配慮部分
 - 3) スコーピング時 助言対応表
- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)
(助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合(第15回委員会)

- ・ 日時：2011年8月1日(月) 14:30～17:30
- ・ 場所：JICA 本部(会議室：2階229会議室)

上記の会合に加え、メール審議により答申を確定した。

答申

表番号や項目番号は、特に断りが無い限り最終報告書案の当該箇所を示す。

背景

1. “Tarumajaya has been suggested to be released from the designation by local governments” とあるが、その理由や経緯について説明を加えること。

SEA : 評価方法

2. 表 4.7-26 で示された「各オプションに対する定量的な評価の概要」のうち、5段階評価の基本的な考え方や重み付けの根拠、最終的な総合評価の算出方法について、より明確にすること。また、経済重視や環境重視の場合の重みを検討するなどして、評価結果の頑強性について確認すること。その際、原案においては、以下に挙げる点の説明が不十分であることに十分留意すること。
 - 1) 表 4.7.26 のスコアリングおよび評価項目の重み付けの根拠は何か説明すること。たとえば、Option-2 での Coral Reef への影響が、1 ではなく 3 の理由について確認すること。
 - 2) 表 4.7.26 では、Score は 1 から 5 までの 5 段階で得点を与えている。絶対値評価では 5 倍にならないところも、5 点を与えているが、この基本的な考え方を説明すること。また重み付けの算定根拠、最終的なトータル評価点の算出の仕方を説明すること。
3. 表 7.4-1 の Social Environment の判断基準に Resettlement が含まれていないが、なぜ判断基準に含めておく必要がないかを明記すること。

SEA : サイト選定結果

4. 表 4.7-25 及び表 7.7-13 (いずれも「SEA 評価のサマリー」)によると、SEA の結果から、Option-2(Cilamaya)がサイトとして選択されたとあるが、(ア)環境社会面(漁場への影響(漁場の喪失)、Coral reef への影響、水田への影響、住民移転等)については、全オプションの中で一番影響が高い、(イ)動植物への影響については、具体的な情報(評価)は提供されていない、(ウ)ステークホルダーダイアログにおいても地元専門家からの懸念が示されるなどしている現状をふまえ、サイト選定後の EIA での詳細評価のみで環境社会配慮が十分であるという理由も含め、Op-2 を推奨案としている趣旨を分かりやすく説明すること。漁場、Coral Reef、動植物への影響を全体の中でどのように評価しているのか、その考え方を明確にすること。同様に、表 7.7-14 では住民移転の影響やアクセス道路の影

響を受ける Alternative-1 が選ばれているが、その趣旨を分かりやすく説明すること。

5. SEA の評価結果については、報告書サマリー掲載の表 7.5-2 と、環境配慮の章に掲載されている表 7.7-13 は、同じ内容を表記しているのか再度確認すること。例えば 4.Involuntary resettlement の項は、各 Op の評価の記述内容が異なっていることについて確認すること。
6. Cilamaya(Op-2)の SEA 評価結果には Railway による環境社会面の評価が盛り込まれているか確認すること。

環境影響評価

7. 表 7.4.1 の Ecological Importance の説明文の中では、鳥の生息地の記述があるが、その他の生態的、生物多様性面での評価項目の記述がない。鳥だけに限定する合理的理由は明確ではなく、他の項目も含めて評価しその結果を説明すること。
8. 7.7 評価の(7)Impact on Mangrove, Coral Reefs and Tidal Flats の Cilamaya における Coral Reef への影響について、“direct impacts ... will be avoided” と言い切る根拠が明確ではないため(そもそも Coral reef への Direct Impact とは、何を指しているのかの説明も含め)、もう少し詳細に説明すること。
9. 7.7 評価の(7)Impact on Mangrove, Coral Reefs and Tidal Flats の Tangerang において、マングローブ群生林はないものの、“mangrove species can be found” とあることに関し、(ア)この地点は以前は、マングローブが群生していたか、(イ)今後群生林として回復する可能性があるか、(ウ)群生林への回復条件(生態系のポテンシャル)への港湾開発による影響の評価が必要か、を確認し、説明すること。
10. 貨物 取扱量の予測がされているが、取扱量の増加は、船舶からの温室効果ガス(GHG)の排出増加につながるが、この点についての見解を明確にするとともに、新規の港湾開発に伴う GHG 排出量の増加予測はしていないのか(またその必要性について)確認し説明すること。
11. 表 7.9.1 中の水質汚染の評価では、供用開始後の影響はないとされているが、Cilamaya では、供用開始後の影響は B と評価されていることをふまえ、船舶からの排水等の有無を再確認すると同時に、バラスト水については、どのような対応が施されるのか説明、再検討すること。

漁業

12. 7.7 評価の(5)Impact on Fishery において 各オプションでの漁業への影響を評価

しているが、何人ぐらいの漁業者が従事しており、どれぐらいの収入(あるいは経済価値)を得ているのかが示されていない。漁業従事者への具体的影響を検討すること。

13. 7.9 Impact Matrix and Mitigation Measures for Selected Plans において、Local economy such as employment and livelihood の評価においては、漁業、魚場への影響はないとあるが、水質、航行船舶、潮流の変化等による魚資源量への影響を確認すること。

【社会影響】

14. 7.9 Impact Matrix and Mitigation Measures for Selected Plans において、Misdistribution of benefit and damage, Cultural heritage, Local conflict of interests, Water usage...については、“No impact has been expected” とあるが、その根拠を記述すること。
15. 7.9 Impact Matrix and Mitigation Measures for Selected Plans において、貧困層等への影響については、“No impact has been expected” とあるが、貧困層等への影響は非常に重要な項目であるから、影響がないならないで、根拠を示すなど、詳細な評価をすること。

【住民協議】

16. 2 回の Public Consultation が実施されているが、地元住民、非自発的移住を求められる住民の参加があったかどうか、報告書からは確認できない。もし、参加がなかったのであれば、その理由を、また今後の住民参加をどのように考えているか。報告書において説明すること。
17. 表 7.8-4 「ステークホルダーからの要望と示唆」については、ここに示された要望に対して、どのような対応をとるべきか、とることが適切かを現段階の調査結果に基づいて明記し、プロジェクト実施者に注意喚起すること。

環境緩和策と今後求められる調査内容

18. 表 7.9-4 に示されている「North Kalibaru phase 1 に対する緩和策および今後求められる調査」においては、一部の項目で今後求められる調査の内容が空白になっているが、可能な限り調査内容について触れること。25 の廃棄物の緩和策については、汚染物を埋め立てに使用することの環境影響についても考慮すること。
19. 表 7.9-6 に示されている「Cilamaya 地区事業に対する緩和策および今後求められる調査」においても、一部の項目で今後求められる調査の内容が空白になっているが、可能な限り調査内容について触れること。特に、17 の沿岸域の保全については、EIA の中で、少なくとも工事の内容の特定とその影響も含めるべきであり、25 の廃棄物については、有害物を含んでいた場合の措置についても検討

すること。

20. 表 7.9-4 「North Kalibaru phase 1 に対する緩和策および今後求められる調査」および 7.9-6 「Cilamaya 地区事業に対する緩和策および今後求められる調査」いずれにおいても、植物への影響への Suggested Mitigation Measures として、“develop proper mitigation plan” とあるが、「緩和措置計画の策定」が緩和措置案とはいえない。動植物に関する十分な情報を得たうえでの、SEA 時点としては十分な判断かどうかを確認し、詳細に説明すること。
21. 表 7.9-4 「North Kalibaru phase 1 に対する緩和策および今後求められる調査」および 7.9-6 「Cilamaya 地区事業に対する緩和策および今後求められる調査」いずれにおいても、Natural Environment—Topography and Geographical features での Suggested Mitigation Measures として、土砂の供給元に関しては、“planned to be collected from an existing quarry” とあるが、具体的な供給元、環境への影響を最小化できる供給元から十分な供給量が確保できるという目途について詳述すること。

勧告

22. 7.10 の「勧告」で示されている EIA 段階で調査が必要な項目と、7.9 の「評価マトリクスと緩和策」で示されている調査項目との内容が必ずしも一致していない（例えば、住民移転や廃棄物は、7.10 で項目として含まれていない）ため、内容を再検討すること。
23. 7.10 「勧告」の(2)末尾で、collaboration with the local government and communities とされているが、サンゴ礁、漁業、水田等に対する十分な配慮が必要であることから、特に専門家 (Researchers) や NGO などとの連携のもと問題解決を図ること。